

令和7年度 静岡市茶園防霜施設修繕事業について

茶業経営の安定化と茶の生産の安定化を目的として、耕作する茶園に設置されている防霜施設(防霜ファン、防霜用棚式被覆又はスプリンクラー)の修繕について、予算の範囲内において補助金を交付します。

例：防霜ファンの電線の断線、配電盤、モーターの修理、改植に伴う防霜ファンの移設等



1. 補助の対象・補助金額

| 事業概要 | 補助対象等 | 補助率等 |
|------------------------------|---|---|
| 設置後 12 年を経過している防霜施設の修繕に対して助成 | <p>【対象】 市内農業者等</p> <p>【要件】 設置後 12 年を経過している防霜施設が対象（対象期間は、前年度 1 月から 12 月まで）</p> | <p>【補助対象経費】 25,000 円を超える修繕に係る経費（消費税額を除く）</p> <p>【補助率】 2/10 以内（千円未満切捨）</p> <p>【補助上限】 10 万円／施設</p> |

2. 事業の進めかた（農業者向け）

①修繕の連絡：故障が判明し、修繕が必要になった場合は、随時 J A の営農指導担当の方へご連絡ください。連絡があった方から優先して、予算の範囲内で受付けます。

【希望調書最終受付】令和7年11月28日（金）まで

②修繕の実施：故障した箇所がわかる写真を撮影後、修繕を行ってください。

※3月に通電して初めて、故障が判明した場合など、目視できない故障の場合、修繕前の写真は不要です。

③申請：必要な書類を添付して、農業政策課に申請します。

必要書類：①様式一式、②修繕の見積書・領収書、③故障個所の写真（配電盤の故障など、目視できない故障の場合は修繕業者による証明書、④修繕部品の写真、⑤修繕後の写真、⑥場所がわかる地図

申請書の提出→現地調査→補助金確定通知→請求書提出→補助金の支払い

3. 事業の進めかた（修繕事業者、JA営農担当者用）

(1) 故障の連絡 農業者または、修繕事業者 ⇒ 各JA営農担当者 ⇒ 市農業政策課

故障が判明し、修繕が必要になった場合は、随時JAの営農指導担当へご連絡ください。連絡があった方から優先して、予算の範囲内で受付を行います。

その後、各JA営農担当者は、「希望聞き取り調書」に氏名、場所、連絡先を記載していただき、市へ送付してください。

※3月に通電して初めて、故障が判明した場合など、目視できない故障の場合、修繕前の写真は不要です。台風による倒木での断線や支柱の傾きなどが秋に判明した場合などは、修繕前の写真を撮影してください。

(2) 修繕の実施 修繕事業者

(3) 修繕の報告書の送付 修繕事業者 ⇒ 各JA営農担当者

下記の書類が整い次第、各JA営農担当者（直接又は農業者経由で）へ送付してください。（修繕後、1～2か月以内を想定）

①修繕報告書（様式は任意、設置場所、所有者、修理箇所、故障原因、修繕日が含まれているもの。複数枚でも構いません。）

②修繕部品の写真

(4) 申請書の提出・補助確定・支払い 農業者 ⇒ 各JA営農担当者 ⇒ 市農業政策課

必要な書類を添付して、農業政策課に申請します（7月以降など、茶収穫作業が落ち着いた時期を想定）。

必要書類：①様式一式、②修繕の請求書又は領収書及びその明細、③故障個所の写真（配電盤の故障など、目視できない故障の場合は修繕業者による証明書）、④修繕部品の写真、⑤修繕後の写真、⑥場所がわかる地図

上記書類が整ったのち、各JA営農担当者から、市担当者へ連絡・ご提出いただき、修繕した防霜施設の現地確認を必要に応じて実施します。（随時）

その後、補助金の確定・支払いを行います。（申請書提出後、1か月程度）

担当・問い合わせ

静岡市 農業政策課 お茶のまち推進係

電話：054-354-2089/FAX：054-354-2482

Mail：nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp